

○ 国土審議会運営規則（平成 13 年 3 月 15 日第一回国土審議会決定）

（趣旨）

第 1 条 国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）及び国土審議会令（平成 12 年政令第 298 号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

第 2 条 審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

2 前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（書面による議事）

第 3 条 会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（会議の議事）

第 4 条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

（議事の公開）

第 5 条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（分科会への意見聴取）

第 6 条 会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第 7 条第 1 項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

(分科会)

第7条 会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託することができないときは、この限りでない。

2 分科会(首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会、中部圏開発整備分科会、東北地方開発分科会、九州地方開発分科会、四国地方開発分科会、北陸地方開発分科会及び中国地方開発分科会を除く。)の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。

3 会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、前項の同意をするものとする。

4 会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。

5 第2条から第5条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 第2条から第5条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第2条第1項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月15日から施行する。

○首都圏整備計画等に関する議決の取扱いについて

(平成13年3月15日第一回国土審議会決定)

首都圏整備計画等のうち下記の計画に関する議決については、これらの計画の内容が首都圏基本計画、近畿圏基本整備計画又は中部圏基本開発整備計画に則って策定される下位計画であり、かつ、国土審議会首都圏整備分科会、近畿圏整備分科会又は中部圏開発整備分科会における審議及び議決を経ているものであることから、国土審議会の会長の同意をもって、国土審議会の議決に代えるものとする。

また、国土審議会の会長が不同意の場合には、国土審議会に付議するものとする。

記

- 1．首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第21条第3項に規定する整備計画及び同条第5項に規定する事業計画
- 2．近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第8条第3項に規定する事業計画並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項に規定する近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画
- 3．中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第9条第3項に規定する事業計画並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）第3条第1項に規定する都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画